

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業） 2026年度事業の実施方針について

（１）利用料の設定について

- ・国は、実施要綱において2025年度は一律1時間300円としていた利用料について、2026年度は利用料標準として「1時間300円」と示した。
- ・国は、保護者から事前に書面で同意を得た上で、「質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価」として、必要な額の支払を受けることができるとしているが、本市においては、実施施設間で利用料が異なることに伴う保護者の負担増や混乱を防ぐため、実施施設一律で1時間300円とする。

（２）供給過剰地域の取扱いについて

- ・児童福祉法の第34条の15第5項において、市の確認を受けた利用定員の総数が「市町村子ども・子育て支援事業計画の規定により定められた必要利用定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る乳児等通園支援事業の開始によってこれを超えることになると認めるとき」については、認可をしないことができることとされている。
- ・2026年度については、全ての保育提供区域を対象として施設募集・認可を行うが、その結果、供給過剰となった地域においては、2027年度の施設募集・認可は行わないこととする（余裕活用型で実施する施設を除く）。

（参考）児童福祉法

第三十四条の十五

⑤ 市町村長は、第三項に基づく審査の結果、その申請が次条第一項の条例で定める基準に適合しており、かつ、その事業を行う者が第三項各号に掲げる基準（その者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、同項第四号に掲げる基準に限る。）に該当すると認めるときは、第二項の認可をするものとする。ただし、市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該認可をしないことができる。

一 略

二 乳児等通園支援事業の申請があつた場合において、当該申請に係る乳児等通園支援事業を行う事業所の所在地を含む教育・保育提供区域に所在する他の乳児等通園支援事業を行う事業所について子ども・子育て支援法第五十四条の二第二項の規定により定められた利用定員の総数が、当該教育・保育提供区域について同法第六十一条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により定められた必要利用定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る乳児等通園支援事業の開始によってこれを超えることになると認めるとき

(3) 実施施設の募集要件について

- ・本市においては、条例で本制度に従事する職員は保育士のみとし、安全面を重視している。
- ・国は、多様な主体の参画を認める観点から、事業を実施する区域や施設類型を制限することはできないとしているものの、認可外保育施設（企業主導型保育施設を含む）等においても、教育・保育施設で求められる水準と同程度の安全性を担保する必要があるため、以下の要件を満たす施設からの申請を受付することとする。
 - ① 既に実施している事業について市の監査等を受け、直近の監査において文書による改善指導を受けていないこと、または改善指導事項について神戸市に改善報告をし、確認を受けていること。
 - ② 「認定事業者マーク」（2026年12月25日施行の「こども性暴力防止法」に基づく認定）の交付を受けている（または、交付見込みである）こと（法定事業者については、この限りではない）。
 - ③ 建築基準法第7条第5項に規定する検査済証が交付されている建物、または、建築基準法における耐震基準（昭和56年6月1日施行）により建築された建物であること。それ以前に建築されたものにあつては建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に規定する方法により行った耐震診断により、耐震上問題がない事が確認された建物であること。

(4) 神戸市外に居住する者からの利用申し込み（広域利用）への対応（市民優先利用）

- ・2026年度から、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付事業として、全国的に実施されることに伴い、市外に居住する者も総合支援システムから利用申し込み（広域利用）が可能となる。
- ・一方で、「神戸っ子すこやかプラン2029」の量の見込みにおいては、神戸市外に居住する者のニーズを見込んでおらず、需要を上回る供給が確保できるまでは神戸市民が優先的に利用できる仕組みを作る必要がある。
- ・そのため、神戸市民と神戸市外に居住する者について、利用料に差を設けることも考えられるが、国の総合支援システムは、市民と市外に居住する者の利用料に差を設けることができない仕様となっており、他都市の対応方針も未定であることから、2026年度については、予約開始時期に差を設けることとする。
- ・具体的には、総合支援システム上の優先予約枠（神戸市民が、市外に居住する者より

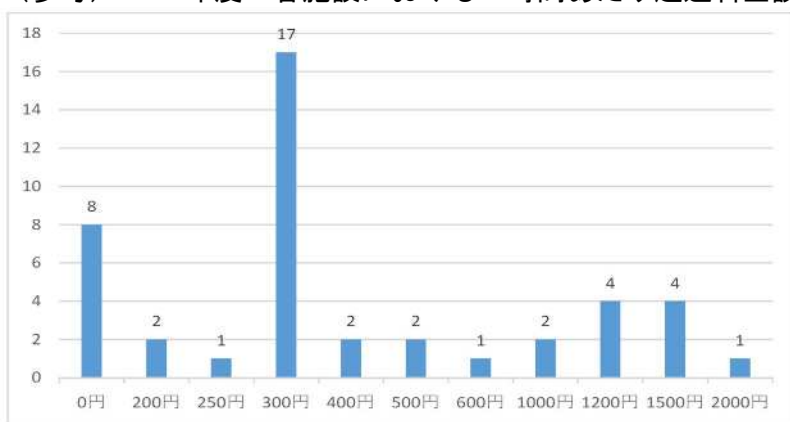
も先行して予約することを可能とする措置)の期間設定について、神戸市民は30日前(土日を含む)、その他は25日前(土日を含む)からの予約を可能とする。

(5) 超過料金とキャンセル料の取り扱いについて

【超過料金】

- ・2025年度より、利用者のお迎えが予約終了時間を10分以上遅れる場合には、施設の判断で超過料金を徴収することを可能とする運用とした。
- ・超過料金については、現在44施設中36施設が徴収しているが、1時間あたりの徴収金額は、200円～2,000円とバラツキが生じている状況を踏まえ、施設が超過料金を徴収する場合の標準額を設ける。
- ・具体的には、予約終了時間を10分超過～30分未満遅れて迎えに来られる場合、施設は300円の超過料金を徴収する。
- ・なお、予約終了時間に30分以上遅れる場合は、一時保育の「誰通延長型(仮称)」が利用できることとするため、その利用を勧奨することとする(令和8年7月以降の予定)。

(参考) 2025年度 各施設における1時間あたり超過料金設定状況



※各施設の設定金額の平均：1時間あたり522円

【キャンセル料】

- ・2025年11月には、国の総合支援システムの改修により、利用日が月曜日の場合、利用者は前日の日曜日でもシステムから利用のキャンセルを行うことが可能となり、市からの補助金の対象となる範囲が縮小されたため、前日17時以降に利用予約がキャンセルされた場合、キャンセル料の徴収も可能とする運用に変更した。
- ・キャンセル料については、現在は徴収していない施設が多く、徴収方法についても検討を要することから、2026年度は引き続き各施設の判断で設定していただき、1年間の実施状況を踏まえて、2027年度以降の取り扱いについて検討することとする。

神戸市こども誰でも通園制度 キャンセルポリシー（案）

【利用者向け】	前日			当日	
	前日17時までにキャンセルを行った場合	前日17時以降～当日0時までにキャンセルを行った場合	当日0時以降にキャンセルを行った場合	開始時間に遅刻する場合 早退する場合	終了時間に迎えが遅れる場合
キャンセルのタイミング	前日17時までにキャンセルを行った場合	前日17時以降～当日0時までにキャンセルを行った場合	当日0時以降にキャンセルを行った場合	開始時間に遅刻する場合 早退する場合	終了時間に迎えが遅れる場合
利用料の徴収 (1時間当たり300円)	徴収されません	徴収されません	徴収されません	予約時間分を徴収されます	予約時間分を徴収されます +超過料金も徴収されます (10分を超えて遅れる場合のみ)
キャンセル料の徴収	原則として徴収されません ※	施設により 徴収されることがあります	施設により 徴収されることがあります		
実費負担分の徴収 (給食費・おやつ等)	施設により 徴収されることがあります	施設により 徴収されることがあります	施設により 徴収されることがあります	施設により 徴収されることがあります	施設により 徴収されることがあります
利用可能時間（月10時間）の消費	消費されません	消費されません	予約時間分が 消費されます	予約時間分が 消費されます	予約時間分が 消費されず ※超過時間分については 消費されませんが、 超過料金を徴収されます。

※ 前日が土曜日・日曜日（利用日が月曜日）もしくは祝日の場合
金曜日もしくは祝前日の17時以降～当日0時までのキャンセルがあった場合、利用可能時間から消費されることはありませんが、施設が定めるキャンセル料が徴収されることがあります。

(6) 余裕活用型での実施について

- ・本市においては、国の手引きで「一年を通じて空きがあるところで余裕活用型を実施」するとの記載があり、3号子どもの年度途中での受け入れに対応する必要があることから、これまで、余裕活用型については、「誰通児を受け入れようとする年齢区分の直近の3月1日の入所率が67%以下であること」または「在園児数が年間を通じて利用定員の総数を下回っていること」を要件として実施を認めてきた。
- ・一方で、施設からは、年度前半は0歳児を中心に、在園児の入所枠に空きがあるものの、「3月1日になると入所率が100%近くになる」「年間トータルでは利用定員の総数を上回っている」ため、余裕活用型で実施することができない、との声が上がっている。
- ・こども誰でも通園制度の0歳児の利用ニーズが高いものの、令和7年度においては、事業計画上、利用定員が不足している状況であるため、令和8年度においては、下記の通り、実施方針を見直す。

(1) 利用定員の設定について

- ・前年度の3号子どもの入所状況にかかわらず、在園児の利用定員の範囲内で、余裕活用型の利用定員の設定を可能とする。
- ・ただし、新たに余裕活用型で実施しようとする場合は、認可申請または認可変更の届出を必要とする(令和8年度の新規認可・変更届出受理日は7月1日とする予定)。

(2) 実際の受け入れにあたっての留意点

- ・誰通児の受け入れを行おうとする年齢区分に空きがあり、区(こども福祉係)から、事前に3号子どもの入所予定の打診がないこと。
- ・総合支援システムで設定する「予約の受付開始日」は、受け入れを行う日の10日前(土日含む)とする。
- ・区役所から3号子どもの入所の打診があった場合は、総合支援システム上で、誰通児の予約受付枠を削除すること。
- ・複数月にわたる利用を確約できないため、「定期利用方式」での予約受付は行わず、「柔軟利用方式」として予約受付を行うこと。
- ・「1歳児受入枠拡大促進事業」の対象施設でないこと。
- ・「余裕活用型」と「一般型」の併用も可能とするが、年度中に、実施方法が余裕活用型から一般型に変更になる場合、その時点から、誰通の専任保育士を配置する必要があること。